

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市延長保育事業
補助の区分	事業補助（奨励補助） 事業補助（協調事業補助）
補助の概要	私立認可保育所等又は私立認定こども園における、保育必要量に応じて保育所等が定めた利用時間帯の前後における延長した保育の実施を円滑に推進するため、保育所等が行う延長保育事業について補助金を交付する。
補助事業者	市内の私立保育所等
補助対象経費	延長保育事業実施に必要な経費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限：新潟県地域子ども・子育て支援事業交付金交付要綱に定める基準額
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	新潟県地域子ども・子育て支援事業交付金交付要綱の定める基準額（国1/3、県1/3、市1/3で負担）
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化困難
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 子育て環境整備のため、やむを得ない理由により保育時間の延長を希望する子育て世帯への支援であり、目標数値化にはそぐわない。
補助制度開始	平成29年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 対象保育所等に案内
事業担当（担当部署）	子ども若者課 子育て企画係
事業担当（電話番号）	0259-63-3126